



# 山形県公報

平成18年4月1日(土)

号 外(11)

## 目 次

### 規 則

山形県行政組織規則の一部を改正する規則.....(人 事 課)... 1  
 職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則.....( 同 )...16

### 訓 令

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令.....( 同 )...17  
 附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令.....( 同 )...同

### 告 示

行政組織の変更に伴う関係規程の整理等に関する規程.....( 同 )...20

### 正 誤

## 規 則

山形県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県規則第71号

#### 山形県行政組織規則の一部を改正する規則

山形県行政組織規則(昭和39年4月県規則第35号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第1款の2 危機管理室の分掌事務」を「第1款の2 改革推進室の分掌事務」に、  
 「第1款の3 総合政策室の分掌事務」を「第1款の3 危機管理室の分掌事務」に、

「第1款 削除」を「第1款 産業創造支援センター」に、  
 「第2款 産業創造支援センター」を「第2款 大阪事務所、名古屋事務所」に、

「第5款 削除」を「第5款及び第6款 削除」に、  
 「第6款 大阪事務所、名古屋事務所」を「第5款及び第6款 削除」に、

「第1款 水産試験場」を「第1款 農業大学校」に改める。  
 「第2款 内水面水産試験場」を「第2款 農業総合研究センター」に改める。  
 「第3款 農業総合研究センター」を「第3款 病虫害防除所」に改める。  
 「第4款から第7款まで 削除」を「第4款 水産試験場」に改める。  
 「第8款 農業大学校」を「第4款 水産試験場」に改める。  
 「第9款 病虫害防除所」を「第5款 内水面水産試験場」に改める。  
 「第10款 森林研究研修センター」を「第6款 森林研究研修センター」に改める。

第8条の2(見出しを含む。)中「危機管理室及び総合政策室」を「改革推進室及び危機管理室」に改める。  
 「第9条第1項の表総務部の項中

総務課	庶務係、法令係、文書管理係
改革推進課	

第9条第1項の表総務部の項中

を

「

総務課	庶務係、法令係、文書管理係
-----	---------------

」に改め、「企画係、納税係」を削

り、同表文化環境部の項中「

文化振興課	庶務係
学術振興課	庶務係、私学振興宗務係

」を

「

県民文化課	庶務係
学術振興課	

」に、「

環境整備課
環境保護課

」を

「

循環型社会推進課
みどり自然課

」に改め、同表健康福祉部の項中「看護係、薬務係」を削り、同表商工労働観光部の項中

「鉱害防止係」及び「企業振興係」を削り、「

観光振興課	庶務係
-------	-----

」を

「

観光振興課	
-------	--

」に改め、同表農林水産部の項中

「金融係」を削り、「

生産流通課	庶務係、稲作農産係、流通推進係
農業技術課	庶務係、普及係
農村計画課	庶務係、施設保全係

」を

「

経営安定対策課	
生産技術課	庶務係、稲作農産係
エコ農業推進課	エコ農業推進係
農村計画課	庶務係

」に改め、同表土木部の項中

「

都市計画課	庶務係
交通基盤課	庶務係

」を

「

交通政策課	
-------	--

」

都市計画課	庶務係
道路課	庶務係

に改め、同条中第3項を削り、第2

項を第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 総務部改革推進室に次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に同表の右欄に掲げる係を置く。

課名	係名
改革推進課	
政策企画課	庶務係
情報企画課	
統計企画課	庶務係

第9条第4項の表総務課の項中

広報室	
-----	--

を

広報室	
県民サービス推進室	

に改め、同表中

文化振興課	を	県民文化課	に、
-------	---	-------	----

産業政策課	産業集積促進室	
雇用労政課	雇用対策室	
農政企画課	地域営農振興室	
	団体検査指導室	
生産流通課	畜産室	
農業技術課	エコ農業推進室	エコ農業推進係
農村計画課	畑作園芸振興室	
管理課	交通企画室	
	用地室	

を

商業経済交流課	ブランド戦略推進室	
経営安定対策課	団体指導室	
エコ農業推進課	畜産室	
管理課	用地室	
交通政策課	高速道路整備推進室	
	空港港湾室	

に、

交通基盤課	道路整備室	
	高速道路整備推進室	
	空港港湾室	

を

道路課	保全整備室	
-----	-------	--

に改める。

第2章第2節第1款の3を削る。

第2章第2節第1款の2中第12条の2を第12条の3とする。

第2章第2節第1款の2を同節第1款の3とし、同款の前に次の1款を加える。

第1款の2 改革推進室の分掌事務

(改革推進室の分掌事務)

第12条の2 総務部改革推進室の分掌事務は、県行政の総合的な企画及び調整に関する事項、県土利用及び地域振興に関する事項、情報化の推進に関する事項並びに統計に関する事項とする。

第13条第1項中「危機管理室各課及び総合政策室各課」を「改革推進室各課及び危機管理室各課」に改め、同項第1号レ及びソを次のように改める。

レ 処分、行政指導及び届出の手續に関すること

ソ 県政に関する情報の公開に関すること

第13条第1項第1号に次のように加える。

ツ 個人情報の保護に関すること

ネ 行政資料の整備及び活用に関すること

ナ 知事の資産等の公開に関すること

第13条第1項第2号を削り、同項第3号中リを削り、ヌをリとし、ルをヌとし、ヲをルとし、ワをヲとし、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同号の次に次の1号を加える。

(8) 改革推進課

イ 行財政改革の推進に関すること

ロ 第三者の視点による評価に関すること

ハ 行政評価に関すること

ニ 職員の意識改革に関すること

ホ 行政事務の簡素効率化に関すること

ヘ 地方分権の推進に関すること

ト 総合支庁に係る総合調整に関すること

チ 外部監査契約の締結に関すること

## リ 部長会議に関すること

第13条第1項中第12号から第14号までを削り、第11号を第14号とし、同項第10号口中「農業技術課」を「エコ農業推進課」に改め、同号中八を削り、二を八とし、ホを二とし、ヘをホとし、トをへとし、チをトとし、リをチとし、同号を同項第13号とし、同項第9号中ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをへとし、二の次に次のように加える。

## ホ 県民生活の安全に関する総合企画に関すること

第13条第1項第9号を同項第12号とし、同号の前に次の3号を加える。

## (9) 政策企画課

## イ 重要施策の総合調整、促進及び進行管理に関すること

## ロ 総合発展計画に関すること

## ハ 東北開発促進計画に関すること

## ニ 次長会議に関すること

## ホ 知事会及び北海道東北自治協議会に関すること

## ヘ 知事の特命に関すること

## ト 土地利用に関する企画及び総合調整に関すること

## チ 国土利用計画及び土地利用基本計画に関すること

## リ 土地取引の規制に関すること

## ヌ 遊休土地に関すること

## ル 地価の調査に関すること

## ヲ 土地譲渡益重課制度に係る特定住宅用地の認定及び譲渡予定価格の審査に関すること

## ワ 不動産鑑定業に関すること

## カ 総合支庁における地域の振興に関する計画の策定及び実施に係る支援及び総合調整に関すること

## コ 離島、辺地及び過疎地域の振興対策その他の地域振興対策の推進に関すること

## ク 雪対策に関すること

## ケ 水源地域整備計画に基づく水源地域対策に関すること

## コ 改革推進課及び情報企画課の庶務に関すること

## セ 総務部改革推進室内の連絡調整に関すること

## ネ その他総務部改革推進室の分掌事務で改革推進課、情報企画課及び統計企画課の所掌に属しないものに関すること

## (10) 情報企画課

## イ 情報化に関する施策の総合企画及び調整に関すること

## ロ 地域情報化の推進に関すること

## ハ 行政の情報化の推進に関すること

## ニ 県基幹高速通信ネットワークの管理及び運営に関すること

## ホ 大型汎用コンピュータの管理及び運営に関すること

## ヘ 情報処理システムの開発及びその支援に関すること

## ト 職員の人事、給与及び福利厚生に係る情報処理システムの運用管理に関すること

## (11) 統計企画課

## イ 統計に関する事務の総合企画に関すること

## ロ 統計調査の実施及び公表に関すること

## ハ 各種社会経済指標の作成及び統計解析に関すること

## ニ 統計情報の提供に関すること

第13条第2項中「二から八まで」を「二」に、「イから八まで」を「ロ」に、「広報室」を「広報室で、同号イ、ハ及びレからナまでに掲げる事務は県民サービス推進室」に改める。

第14条第1項第1号中「文化振興課」を「県民文化課」に改め、同号中カをコとし、クをカとし、ケをクとし、ルをコとし、同号ヌ中「女性青少年政策室」を「学術振興課及び女性青少年政策室」に改め、同号中ヌをルとし、リの次に次のように加える。

## ヌ 宗教法人に関すること

第14条第1項第2号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、二を八とし、ホ及びヘを削り、トを二とし、チをホとし、リを削り、同項第3号イ中「及び環境衛生」を削り、同号ヘ中「及び環境衛生」を削り、「環境整備課及び

環境保護課」を「循環型社会推進課及びみどり自然課」に改め、同号中へをヨとし、ホをカとし、同号二中「環境整備課及び環境保護課」を「循環型社会推進課及びみどり自然課」に改め、同号中二をワとし、ワの前に次のように加える。

- チ 大気環境、水環境、土壌及び地盤環境の保全に関する事
- リ 騒音、振動及び悪臭防止対策に関する事
- ヌ 化学物質対策に関する事
- ル 酸性雨対策、オゾン層保護対策に関する事
- ヲ 農用地土壌汚染対策地域の指定に関する事

第14条第1項第3号中ハをトとし、トの前に次のように加える。

- ホ 環境マネジメントシステムに関する事
- ヘ 環境教育(森林に係るものを除く。)及び環境学習の推進に関する事

第14条第1項第3号中ロをニとし、ニの前に次のように加える。

- ロ 山形県新環境計画の推進に関する事
- ハ 地球温暖化対策に関する事

第14条第1項第4号中「環境整備課」を「循環型社会推進課」に改め、同項第5号中「環境保護課」を「みどり自然課」に改め、同号八中「保護繁殖」を「保護」に改め、同号中二からリまでを削り、ヌをニとし、ルをホとし、ヲをへとし、同号に次のように加える。

- ト みんなで支える森づくりの推進に関する事
- チ 環境教育(森林に係るものに限る。)の推進に関する事

第14条第2項中「文化振興課」を「県民文化課」に、「国際室」を「国際室で、環境企画課の分掌事務のうち同項第3号チからヲまでに掲げる事務は環境保全室」に改める。

第16条第1項第1号中レ、ソ及びツを削り、タをレとし、ヨをタとし、カをヨとし、ワをカとし、ヲをワとし、ルをヲとし、ヌの次に次のように加える。

- ル 情報サービス業その他サービス業の振興に関する事

第16条第1項第1号中ネ中「商業経済交流課」を「商業経済交流課及び観光振興課」に改め、同号中ネをソとし、ナをツとし、同号ヲ中「産業創造支援センター」を「産業創造支援センター、大阪事務所及び名古屋事務所」に改め、同号中ヲをネとし、ムをナとする。

第16条第1項第2号中ハを削り、二をハとし、ホをニとし、ヘをホとし、トをへとし、チをトとし、トの次に次のように加える。

- チ 企業誘致の推進に関する事

第16条第1項第2号中ヌをヲとし、リをルとし、ルの前に次のように加える。

- リ 工業用地の開発整備に関する事
- ヌ 農村地域工業等導入の促進に関する事

第16条第1項第3号中ヲを削り、ワをヲとし、同項第4号ヘを次のように改める。

- ヘ 県物産の紹介宣伝及び販路開拓に関する事

第16条第1項第4号チを削り、同項第5号ヌ中「雇用対策」を「就業促進及び雇用対策」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 商業経済交流課の分掌事務のうち前項第3号ヲに掲げる事務は、ブランド戦略推進室で所掌する。

第17条第1項第1号ロを次のように改める。

- ロ 部内における予算及び事業の総合調整に関する事

第17条第1項第1号中ハ及び二を削り、ホをハとし、ヘをニとし、トからリまでを削り、同号ヌ中「加工利用」を「加工利用、流通対策及び価格安定対策」に改め、同号中ヌをホとし、ホの次に次のように加える。

- ヘ 食育の推進に関する事
- ト 地産地消の推進に関する事
- チ 農畜産物及び水産物の流通対策の総合調整に関する事
- リ 卸売市場に関する事
- ヌ 地域食品認証事業に関する事

第17条第1項第1号ルを次のように改める。

- ル 経営安定対策課の庶務に関する事

第17条第1項第1号中ヲからレまでを削り、ソをヲとし、ヲの次に次のように加える。

ワ 農業大学校に関する事

第17条第1項第1号中ツをカとし、同項第2号を次のように改める。

(2) 経営安定対策課

イ 農業者の育成指導及び新規就農の促進に関する事

ロ 担い手の経営発展支援に関する事

ハ 農業構造の確立に関する事

ニ 農業会議及び農業委員会に関する事

ホ 農業経営基盤の強化の促進に関する事

ヘ 集落営農の推進に関する事

ト 中山間地域等直接支払制度に関する事

チ ふるさと農村地域活性化基金に関する事

リ 農業協同組合及び農業協同組合連合会に関する事

ヌ 水産業協同組合(信用事業を行わないものを除く。)の検査に関する事

ル 農業金融及び水産業金融に関する事

ヲ 農業災害補償、漁業災害補償及び漁船損害補償に関する事

第17条第1項第3号中「農業技術課」を「生産技術課」に改め、同号トからヲまでを次のように改める。

ト 稲その他の主要農産物の生産振興に関する事

チ 水田農業対策に関する事

リ 県産米の出荷対策に関する事

ヌ 園芸作物及び特用作物の生産振興に関する事

ル 蚕糸業の振興に関する事

ヲ 園芸産地拡大強化に関する事

第17条第1項第3号ワ中「農業大学校及び病虫害防除所」を「病虫害防除所、水産試験場及び内水面水産試験場」に改め、同号中ワをウとし、ウの前に次のように加える。

ワ 水田畑地化振興対策事業の総合企画、調整及び推進に関する事

カ 水田畑地化基盤強化対策事業(農村計画課で所掌するものを除く。)に関する事

ヨ 水産業の振興に関する事

タ 漁業の調整及び取締りに関する事

レ 漁村の活性化対策に関する事

ソ 水産物の加工利用に関する事

ツ 水産業協同組合に関する事(経営安定対策課で所掌するものを除く。)

ネ 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関する事

ナ 漁港、漁場及び海岸(漁港の区域内のものに限る。)の整備及び維持管理に関する事

ラ 公有水面(漁港の区域内のものに限る。)の埋立てに関する事

ム エコ農業推進課の庶務に関する事

第17条第1項第5号ヲ中「総合的な利用及び保護並びに」を「保護及び」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号イ中「農政企画課及び生産流通課」を「生産技術課」に改め、同号ヨ中「(農政企画課で所掌するものを除く。)」を削り、同号ソ中「生産流通課」を「エコ農業推進課」に改め、同号ネ及びナを次のように改める。

ネ 経営構造対策事業に関する事

ナ 山村等振興対策に関する事

第17条第1項第4号中ノを削り、ヰをノとし、ウをヰとし、ムをウとし、同号ラ中「水田畑地化基盤強化対策事業及び」を削り、同号中ラをムとし、ナの次に次のように加える。

ラ 水田畑地化基盤強化対策事業(生産技術課で所掌するものを除く。)に関する事

第17条第1項中第4号を第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

(4) エコ農業推進課

イ 環境保全型農業の推進に関する事

ロ 地力の増進及び土壌保全対策に関する事

ハ 農用地土壌汚染対策に関する事(農用地土壌汚染対策地域の指定に関するものを除く。)

ニ 植物防疫に関する事

ホ 農薬の取締りに関する事(食品安全対策課で所掌するものを除く。)

- へ 肥料の取締り及び飼料の安全性の確保並びに品質の改善に関すること
- ト 畜産の振興に関すること
- チ 家畜、家きん及びみつばちの改良増殖に関すること
- リ 牧野及び飼料に関すること
- ヌ 家畜衛生に関すること
- ル 動物用医薬品に関すること
- ヲ 獣医師及び家畜人工授精師に関すること
- ワ 地方競馬に関すること
- カ 畜産物の流通改善及び価格安定対策に関すること
- コ 家畜商に関すること

第17条第2項を次のように改める。

- 2 経営安定対策課の分掌事務のうち前項第2号リからヲまでに掲げる事務は団体指導室で、エコ農業推進課の分掌事務のうち同項第4号トからヨまでに掲げる事務は畜産室で所掌する。

第18条第1項第1号中八からへまでを削り、トを八とし、チを二とし、リをホとし、ヌをへとし、ルをトとし、ヲをチとし、ワをリとし、カをヌとし、同号ヨ中「建設企画課」を「建設企画課及び交通政策課」に改め、同号中ヨをルとし、タをヲとし、レをワとし、同項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同項第4号中「交通基盤課」を「道路課」に改め、同号中ロからニまでを削り、ホをロとし、へを八とし、トを二とし、チを削り、リをホとし、ホの次に次のように加える。

- へ 道路の管理及び保全に関すること
- ト 道路の災害復旧工事に関すること
- チ 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関すること
- リ 建設機械の管理指導に関すること

第18条第1項第4号カからナまでを削り、同号を同項第5号とし、同項第3号ホ中「文化振興課及び交通基盤課」を「県民文化課及び交通政策課」に改め、同号を同項第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

(3) 交通政策課

- イ 交通体系の総合調整に関すること
- ロ 鉄道輸送対策に関すること
- ハ 空港利用の促進に関すること
- ニ 地方バス路線維持対策に関すること
- ホ 運輸事業振興助成事業に関すること
- へ 国土開発幹線自動車道の建設促進に関すること
- ト 国土開発幹線自動車道の建設に伴う用地対策に関すること
- チ 空港の整備及び維持管理に関すること
- リ 空港の周辺環境対策に関すること
- ヌ 港湾及び海岸(港湾の区域内のものに限る。)の整備及び維持管理に関すること
- ル 公有水面(港湾の区域内のものに限る。)の埋立てに関すること
- ヲ 山形空港事務所に関すること
- ワ ふるさと交流広場、庄内空港緩衝緑地及び米沢ヘリポートの管理に関すること

第18条第2項中「へまでに掲げる事務は交通企画室で、同号トからカまで」を「ヌまで」に、「用地室」を「用地室で、交通政策課の分掌事務のうち同項第3号へ及びトに掲げる事務は高速道路整備推進室で、同号チからワまでに掲げる事務は空港港湾室」に、「同項第3号リからヲまでに掲げる事務については」を「同項第4号リからヲまでに掲げる事務は」に、「交通基盤課の分掌事務のうち同項第4号へに掲げる事務(建設工事に関することに限る。)及びヌからワまでに掲げる事務は道路整備室で、同号カ及びヨに掲げる事務は高速道路整備推進室で、同号タからナまでに掲げる事務は空港港湾室」を「道路課の分掌事務のうち同項第5号八に掲げる事務(建設工事に関することに限る。)及びへからワまでに掲げる事務は保全整備室」に、「同項第5号ヌ」を「同項第6号ヌ」に、「同項第6号ヨ」を「同項第7号ヨ」に改める。

第31条第1項の表村山総合支庁の項中

「直税第一係、直税第二係、直税第三係、間税係、納税第一係、納税第二係、管理係」を「管理係」に、

総務係、経理係
課税係、納税管理係

を

総務係、経理係

に、

課税係、納税管理係
管理係、企画係、指導係、福祉係

を


に、

福祉係
福祉係

を

福祉係

に、

指導係
-----

及び

治山係
-----

を

--

に改め、同項中「、建築住宅係」を削り、同表最上総合支庁の項中

課税第一係、課税第二係、納税管理係
-------------------

、

企画指導係、福祉係
-----------

及び

指導係
-----

を

--

に改め、同表置賜総合支庁の項中

課税第一係、課税第二係、納税管理係
-------------------

を

--

に、

課税係、納税管理係
管理係、企画係、指導係、福祉係
環境保全係

を


に、

福祉係
-----

及び

計画係、事業係
---------

を

--

に改め、同表庄内総合支庁の項中

課税第一係、課税第二係、課税第三係、納税第一係、納税第二係、管理係
-----------------------------------

を

--

に改め、同項中「、福祉係」を削り、同

項中

農村計画課	農道係		を
鶴岡農村整備課	庶務係	鶴岡市	
酒田農村整備課	庶務係、用地換地係	酒田市	

農村計画課			に改め、同
農村整備課			

条第3項の表村山総合支庁の項中

産業経済部	農業技術普及課	産地研究室	庶務係	を
-------	---------	-------	-----	---

産業経済部	農業技術普及課	産地研究室	庶務係	に改める。
建設部	河川砂防課	留山川ダム建設室		

第33条第3号ソ中「推進」を「推進並びに総合支庁における少子化対策の総合調整」に改める。

第34条第1項第6号に次のように加える。

ル 介護予防に関すること(福祉課で所掌するものを除く。)

第35条第5号イ及び第6号中「、西置賜農村整備課、鶴岡農村整備課及び酒田農村整備課」を「及び西置賜農村整備課」に改める。

第36条第1号ロ中「企画、」を削り、同号中カをヨとし、ワをカとし、ヲをワとし、ルをヲとし、ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハをことし、口の次に次のように加える。

ハ 部内の企画及び事業の総合調整に関すること

第36条第2号ハ中「に係る土地等の取得、補償及び登記」を「の用地取得に係る連絡調整等」に改め、同項第3号チを削り、同項第5号イ中「並びにト及びチ」を「及びト」に改め、同項第9号ニ中「及び海岸保全施設」を「、海岸保全施設及び海浜公園」に改める。

第44条中「、自動車税第一係、自動車税第二係及び収納係」を「及び課税係」に改める。

第70条の表中

相談判定課		を
-------	--	---

相談判定課		に改める。
更生課		

第72条第3号中「及び指導」を「、指導及び援助」に改める。

第73条中「及び相談判定係」を削る。

第85条に次の1号を加える。

(4) 発達障害者の支援に関すること

第95条第2号中「第18条第3項」を「第18条第3項及び第4項」に改め、同条に次の5号を加える。

(6) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第22条第2項の規定による市町村が行う同条第1項に規定する支給要否決定(以下「支給要否決定」という。)(身体障害者に係るものに限る。)についての意見の陳述に関すること

- (7) 障害者自立支援法第22条第3項の規定による関係者からの意見の聴取(身体障害者に係るものに限る。)に関する事
- (8) 障害者自立支援法第26条第1項の規定による市町村に対する技術的事項についての協力その他必要な援助(身体障害者に係るものに限る。)に関する事
- (9) 障害者自立支援法第74条第1項の規定による市町村が行う自立支援医療費(身体障害者に係るものに限る。)を支給し、又は支給しない旨の認定についての意見の陳述に関する事
- (10) 障害者自立支援法第74条第2項の規定による市町村に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に関する事

第97条第3号中「知的障害者」を「18歳以上の知的障害者」に改め、同条に次の3号を加える。

- (4) 障害者自立支援法第22条第2項の規定による市町村が行う支給要否決定(知的障害者に係るものに限る。)についての意見の陳述に関する事
- (5) 障害者自立支援法第22条第3項の規定による関係者からの意見の聴取(知的障害者に係るものに限る。)に関する事
- (6) 障害者自立支援法第26条第1項の規定による市町村に対する技術的事項についての協力その他必要な援助(知的障害者に係るものに限る。)に関する事

第98条第2項中「及び相談判定係」を削る。

第100条第1号中「普及」を「普及及び調査研究」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (5) 障害者自立支援法第52条第1項の規定による支給認定(精神通院医療に係るものに限る。)に関する事
- 第100条中第6号を削り、第7号を第6号とし、同条に次の3号を加える。
- (7) 障害者自立支援法第22条第2項の規定による市町村が行う支給要否決定(精神障害者に係るものに限る。)についての意見の陳述に関する事
  - (8) 障害者自立支援法第22条第3項の規定による関係者からの意見の聴取(精神障害者に係るものに限る。)に関する事
  - (9) 障害者自立支援法第26条第1項の規定による市町村に対する技術的事項についての協力その他必要な援助(精神障害者に係るものに限る。)に関する事

第3章第6節第1款を削る。

第3章第6節第2款中第122条を第119条とする。

第123条第1号ホを次のように改める。

ホ 会議室

第3章第6節第2款中第123条を第120条とし、第124条を第121条とする。

第3章第6節第2款を同節第1款とし、同款の次に次の1款を加える。

第2款 大阪事務所、名古屋事務所

(設置)

第122条 県産業の振興その他県行政の円滑な推進を図るため、山形県大阪事務所を大阪市に置き、山形県名古屋事務所を名古屋市に置く。

(所務)

第123条 大阪事務所及び名古屋事務所は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 県物産の紹介及び取引のあつ旋並びに商況、市場及び信用等の調査に関する事
- (2) 県内企業に対する受注あつ旋及び企業誘致に関する事
- (3) 県観光地の紹介及び観光客の誘致に関する事
- (4) 農産物等の流通に係る情報の収集及び発信に関する事(大阪事務所に限る。)
- (5) 県政に関係のある情報の収集及び調査に関する事
- (6) 県人会及び県政に関係のある諸機関等との連絡に関する事
- (7) その他特に命ぜられた事

第124条 削除

第3章第6節第5款及び第6款を次のように改める。

第5款及び第6款 削除

第132条から第135条まで 削除

第3章第7節第1款を次のように改める。

## 第1款 農業大学校

## (名称及び位置)

第144条 山形県立農業大学校条例(昭和57年12月県条例第33号)により置かれた農業大学校の名称及び位置は、同条例の定めるところにより次のとおりである。

名 称	位 置
山形県立農業大学校	新庄市

## (所務)

第145条 農業大学校は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 優れた農業後継者及び農村地域において指導的役割を担う者の養成に関する事
- (2) 農業者等の研修に関する事
- (3) 農業に関する情報の提供及び農業における情報化の推進に関する事

## (内部組織)

第146条 農業大学校に事務局及び農業情報室を置き、事務局に次の表の左欄に掲げる課及び同表の右欄に掲げる係を置く。

課 名	係 名
総務課	庶務係

第3章第7節第2款を削る。

第3章第7節第3款中第150条を第147条とし、第151条から第154条までを3条ずつ繰り上げる。

第3章第7節第3款を同節第2款とする。

第3章第7節第4款から第8款までを削る。

第3章第7節第9款中第170条を第152条とし、第171条から第173条までを18条ずつ繰り上げる。

第3章第7節第9款を同節第3款とし、同款の次に次の2款を加える。

## 第4款 水産試験場

## (設置)

第156条 水産に関する試験研究及び調査を行い、水産業の振興に寄与するため、山形県水産試験場を鶴岡市に置く。

## (所務)

第157条 水産試験場は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 漁況及び海況の予報に関する事
- (2) 水産資源及び海洋に関する調査研究に関する事
- (3) 漁業技術に関する研究指導に関する事
- (4) 水産物の利用及び加工に関する研究指導に関する事
- (5) 水産増殖に関する研究指導に関する事
- (6) 栽培漁業に関する研究指導に関する事

## (内部組織)

第158条 水産試験場に総務課、海洋資源部及び浅海増殖部を置く。

## 2 総務課に庶務係を置く。

## 第5款 内水面水産試験場

## (設置)

第159条 内水面漁業に関する試験研究及び指導を行い、内水面漁業の振興に寄与するため、山形県内水面水産試験場を米沢市に置く。

## (所務)

第160条 内水面水産試験場は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 内水面の水産資源及び環境に関する調査研究に関する事
- (2) 増養殖技術に関する研究指導に関する事

(3) 魚類の病理に関する研究指導に関すること

(内部組織)

第161条 内水面水産試験場に庶務係、生産開発部及び資源調査部を置く。

第162条から第173条まで 削除

第3章第7節中第10款を第6款とする。

第191条中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 首都圏における広報に関すること

第192条第1項の表を次のように改める。

課名	係名
総務広報課	庶務係
調整課	
企業振興課	
流通対策課	

第192条第2項を削る。

第199条の表中 「改革推進課」 を 「総務課」 に改め、同表山形県私立学校審議会の項を削り、同表

中 「山形県精神保健福祉審議会」 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第9条の規定による精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項の調査審議並びに通院医療に要する費用の負担の申請及び精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に関する必要な事項の審議に関すること を

「山形県精神保健福祉審議会」 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第9条の規定による精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項の調査審議に関すること  
 「山形県障害者介護給付費等不服審査会」 障害者自立支援法第97条第1項の規定による市町村の介護給付費等に係る処分に対する不服の審査に関すること に、

「産業政策課」 を 「産業政策課」 に、  
 「工業振興課」

「山形県農業共済保険審査会」 農業災害補償法(昭和22年法律第185号)第131条第1項及び第143条の2第2項の規定による農業共済組合連合会の組合員の提起する保険に関する訴の審査並びに農業災害の発生、予防及び防止に関する事項、共済掛金及び保険料等の適正化に関する事項等に関する調査審議をすること

山形県卸売市場審議会	卸売市場整備計画その他卸売市場に関する重要事項について知事の諮問に応じ調査審議すること	生産流通課
山形県農林水産技術会議	農林水産業に関する試験研究の目標に関する事項、試験研究の管理に関する事項その他研究行政の重要事項について、知事の諮問に応じ、調査審議すること	農業技術課
山形県農作物品種審議会	農作物の品種改良、農作物の奨励品種及び優良品種の認定、農作物奨励品種及び優良品種の増殖普及等について、知事の諮問に応じ、調査審議すること	

を

山形県卸売市場審議会	卸売市場整備計画その他卸売市場に関する重要事項について知事の諮問に応じ調査審議すること	
山形県農業共済保険審査会	農業災害補償法(昭和22年法律第185号)第131条第1項及び第143条の2第2項の規定による農業共済組合連合会の組合員の提起する保険に関する訴の審査並びに農業災害の発生、予防及び防止に関する事項、共済掛金及び保険料等の適正化に関する事項等に関する調査審議をすること	経営安定対策課
山形県農林水産技術会議	農林水産業に関する試験研究の目標に関する事項、試験研究の管理に関する事項その他研究行政の重要事項について、知事の諮問に応じ、調査審議すること	生産技術課
山形県農作物品種審議会	農作物の品種改良、農作物の奨励品種及び優良品種の認定、農作物奨励品種及び優良品種の増殖普及等について、知事の諮問に応じ、調査審議すること	

に、

山形県建設工事紛争審査会	建設業法(昭和24年法律第100号)第25条の規定による建設工事の請負契約に関する紛争についてのおつせん、調停及び仲裁に関すること	建設企画課
--------------	---	-------

を

山形県建設工事紛争審査	建設業法(昭和24年法律第100号)第25条の規定による建設工事の請負契約に関する紛争についてのおつせん、調停及び仲裁に関すること	建設企画課
山形県地方港湾審議会	重要港湾及び地方港湾に関する重要事項について、知事の諮問に応じ、調査審議すること	交通政策課

に改め、同表山形

県地方港湾審議会の項を削り、同表山形県建築士審査会の項担任する事務の欄中「に關すること及び」を「及び木造建築士試験に關すること並びに」に改める。

第200条第1項の表中

危機管理監	総務部	上司の命を受けて危機管理に關する事務を掌理する。
改革推進監	総務部	上司の命を受けて行財政改革に關する事務を掌理する。

を

改革推進監	総務部	上司の命を受けて行財政改革に関する事務を掌理する。
危機管理監	総務部	上司の命を受けて危機管理に関する事務を掌理する。

に改め、同表参事

の項本庁の内部組織の欄中「、農林水産部及び土木部」を「及び農林水産部」に改め、同表課長補佐の項職務の欄

中「業務名を冠する主幹」を「主幹」に改め、同条第2項の表職の欄中

業務名を冠する主幹

を

主幹

に改め、同条第3項の表職の欄中

副運転長

を

主任自動車運転技士

に改め、同表タイプストの項を削る。

第201条第1項の表副所長の項出先機関の組織の欄中「職員研修所」を「総合支庁港湾事務所、職員研修所」に、「工業技術センター、高度技術研究開発センター、大阪事務所」を「大阪事務所、工業技術センター、高度技術研究開発センター」に改め、同表次長の項出先機関の組織の欄中「、庄内職業能力開発センター」及び「、家畜保健

衛生所」を削り、

村山総合支庁、置賜総合支庁及び庄内総合支庁の部

を

総合支庁の部

に改め、同表室長補佐の項出先機関の組

織の欄中「村山総合支庁総務企画部総務課出納室及び産業経済部農業技術普及課産地研究室」を「村山総合支庁総務企画部総務課出納室、産業経済部農業技術普及課産地研究室及び建設部河川砂防課留山川ダム建設室」に改め、同条第2項の表中

業務名を冠する主幹	上司の命を受けて特定事項に関する事務を整理する。
業務名を冠する主査	担当事務について課長等を補佐し、及び担当事務を処理する。

を

主幹	上司の命を受けて特定事項に関する事務を整理する。
----	--------------------------

に改め、同表職の欄中「業務名を冠す

る主幹及び業務名を冠する主査」を「主幹」に改め、同条第3項の表中

自動車運転長	上司の命を受けて自動車運転業務及び当該業務従事職員の指導業務に従事する。
副運転長	運転長を補佐し、及び自動車運転業務に従事する。

を

技士長	山形空港事務所に置くものにあつては上司の命を受けて自動車運転業務及び当該業務従事職員の指導業務に従事し、村山総合支庁建設部山形統合ダム管理課に置くものにあつては上司の命を受けてダムの管理業務及び当該業務従事職員の指導業務に従事する。
主任自動車運転技士	村山総合支庁建設部道路課及び西村山道路計画課、庄内総合支庁産業経済部農村計画課及び建設部酒田分所に置くものにあつては上司の命を受けて自動車運転業務及び当該業務従事職員の指導業務に従事し、村山総合支庁建設部北村山総務建築課に置くものにあつては自動車運転長を補佐し、及び自動車運転業務に従事する。

に、

副主任自動車運転技士	自動車運転長を補佐し、及び自動車運転業務に従事する。
------------	----------------------------

農林業務長	上司の命を受けて農林業務及び当該業務従事職員の指導業務に従事する。
-------	-----------------------------------

を

農林業務長	上司の命を受けて農林業務及び当該業務従事職員の指導業務に従事する。
主任農林業務員	農林業務長を補佐し、及び農林業務に従事する。

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。  
(山形県小売物価統計調査規則の一部改正)
- 山形県小売物価統計調査規則(昭和38年9月県規則第70号)の一部を次のように改正する。  
第10条第2項中「総務部総合政策室統計企画課」を「総務部改革推進室統計企画課」に改める。  
(山形県公舎管理規則の一部改正)
- 山形県公舎管理規則(昭和43年4月県規則第18号)の一部を次のように改正する。  
第3条第2項第1号中「商工労働観光部観光振興課」を「商工労働観光部産業政策課」に改める。  
(山形県卸売市場条例施行規則の一部改正)
- 山形県卸売市場条例施行規則(昭和46年12月県規則第75号)の一部を次のように改正する。  
第17条第6項中「農林水産部生産流通課」を「農林水産部農政企画課」に改める。  
(特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正)
- 特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成10年8月県規則第76号)の一部を次のように改正する。  
第6条及び第7条第3項中「文化環境部文化振興課」を「文化環境部県民文化課」に改める。

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第72号

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則

職員の駐在制度に関する規則(昭和41年3月県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「庄内総合支庁を除く。」を「最上総合支庁にあっては、保健企画課」に改め、同条第10号中「文化環境部文化振興課」を「文化環境部県民文化課」に改め、同条中第14号を削り、第15号を第14号とする。

別表第6項の表中	山形市、米沢市、新庄市、寒河江市、 上山市、村山市、長井市、天童市、 東根市、尾花沢市、南陽市、東村山 郡、西村山郡、北村山郡、最上郡、 東置賜郡及び西置賜郡	を	県内全域	に改め、
----------	---	---	------	------

同別表第14項を削り、同表第15項中「第2条第15号」を「第2条第14号」に改め、同項を同表第14項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 訓 令

## 山形県訓令第7号

庁 中  
出 先 機 関

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令を次のように定める。

平成18年 4月 1日

山形県知事 齋 藤 弘

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令

(山形県職員服務規程の一部改正)

第1条 山形県職員服務規程(昭和37年4月県訓令第18号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「文化振興課」を「県民文化課」に改める。

(山形県職員被服貸与規程の一部改正)

第2条 山形県職員被服貸与規程(昭和38年4月県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

別表中

環境保 護課	温泉の科学的調査及び開発調 査に従事する技術職員	を	環境企 画課	公害防止等の業務に従事する 職員	に、
	公害防止等の業務に従事する 職員			みどり 自然課	

農業技 術課	を	「 エコ農 業推進 課	に改める。
-----------	---	----------------------	-------

(山形県行政の管理改善に関する規程の一部改正)

第3条 山形県行政の管理改善に関する規程(昭和42年6月県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

別表中「総務部総合政策室」を「総務部改革推進室」に、「文化振興課長」を「県民文化課長」に改める。

(農村地域工業等導入推進協議会規程の一部改正)

第4条 農村地域工業等導入推進協議会規程(昭和46年11月県訓令第27号)の一部を次のように改正する。

第8条中「商工労働観光部産業政策課」を「商工労働観光部工業振興課」に改める。

別表第1中「産業政策課長」を「工業振興課長」に改める。

別表第2中「環境整備課長、環境保護課長、工業振興課長」を「循環型社会推進課長、みどり自然課長、産業政策課長」に、「都市計画課長、交通基盤課長」を「交通政策課長、都市計画課長、道路課長」に改める。

(職員の勤務時間に関する規程の一部改正)

第5条 職員の勤務時間に関する規程(昭和55年11月県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「文化振興課」を「県民文化課」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 山形県訓令第8号

庁 中  
出 先 機 関

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年 4月 1日

山形県知事 齋 藤 弘

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程(昭和56年4月県訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第3条(見出しを含む。)中「出先機関」を「出先機関等」に改める。

第4条の見出し中「併置機関等」を「併置機関の職」に改め、同条中「併置機関等の」を「併置機関の」に改め

る。

別表第1山形県交通安全対策会議の項充てる職の欄中「交通基盤課長」を「道路課長」に改め、同表中

山形県国民保護協議会	委員	副知事 出納長 各部長 危機管理監
	幹事	各部の主幹課長 総務部危機管理室生活安全調整課長 総務部危機管理室総合防災課長 出納局総務課長
山形県防災会議	委員	副知事 出納長 各部長 危機管理監
	幹事	各部の主幹課長 総務部危機管理室総合防災課長 土木部河川砂防課長

を

山形県国民保護協議会	委員	副知事 出納長 各部長 改革推進監 危機管理監
	幹事	各部の主幹課長 総務部改革推進室政策企画課長 総務部危機管理室の生活安全調整課長及び総合防災課長 出納局総務課長
山形県防災会議	委員	副知事 出納長 各部長 改革推進監 危機管理監
	幹事	各部の主幹課長 総務部改革推進室政策企画課長 総務部危機管理室の生活安全調整課長及び総合防災課長 土木部河川砂防課長

に改め、同表山形県

石油コンビナート等防災本部の項充てる職の欄中「総務部危機管理室総合防災課長」を「総務部危機管理室の生活安全調整課長及び総合防災課長」に、「交通基盤課長」を「交通政策課長」に改め、同表山形県総合政策審議会の

項中	幹事	総務部人事課長 総務部危機管理室生活安全調整課長 総務部総合政策室政策企画課長 文化環境部文化振興課長 健康福祉部健康福祉企画課長 商工労働観光部産業政策課長 農林水産部農政企画課長 土木部管理課長 各総合支庁総務企画部企画振興課長
----	----	--

を

幹事	各部の主幹課長 総務部改革推進室の改革推進課長及び政策企画課長 総務部危機管理室生活安全調整課長 各総合支庁総務企画部企画振興課長
----	--

に改め、同表村山・置賜結核診査協議会

の項充てる職の欄中「感染症予防主査及び感染症予防担当の」を「感染症予防担当の主査及び」に改め、同表山形県職業能力開発審議会の項充てる職の欄中「総務部総合政策室政策企画課長」を「総務部改革推進室政策企画課長」に改め、同表山形県農業共済保険審査会の項中

農林水産部農政企画課の金融共済主幹及び金融共済の業務を担当する課長補佐
農林水産部農政企画課の農業共済の業務を担当する主査

を

農林水産部経営安定対策課団体指導室の室長、金融共済の業務を担当する室長補佐及び金融共済主査
農林水産部経営安定対策課の金融共済担当の主事

に改め、同表山形県都市計画審議会の項充てる

職の欄中「文化環境部環境整備課長」を「文化環境部循環型社会推進課長」に、「都市計画課下水道室長、交通基盤課道路整備室長、交通基盤課空港港湾室長」を「交通政策課空港港湾室長、都市計画課下水道室長、道路課保全整備室長」に改め、同表山形県開発審査会の項充てる職の欄中「総務部総合政策室政策企画課長」を「総務部改革推進室政策企画課長」に、「都市整備」を「都市計画」に改め、同表山形県水防協議会の項充てる職の欄中「都市計画課長、交通基盤課長、交通基盤課道路整備室長、交通基盤課空港港湾室長」を「交通政策課空港港湾室長、都市計画課長、道路課長、道路課保全整備室長」に改め、同表山形県建築審査会の項充てる職の欄中「同部建築住宅課の課長、」を「建築住宅課の課長及び」に改め、「及び建築指導専門員」を削り、同表山形県建築士審査会の項充てる職の欄中「、課長補佐」を「及び課長補佐」に改め、「及び建築指導専門員」を削る。

別表第2中

出先機関名

を

出先機関等名

に改め、同表総合支庁の項充てる職の欄中「福祉

係長並びに」を「福祉専門員及び福祉主査並びに」に改め、同表村山総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究

室の項中

主事	農業総合研究センター農業生産技術試験場主事
----	-----------------------

を

主査	農業総合研究センター農業生産技術試験場主査
----	-----------------------

に改め、同表庄内児童相談所の項中

調理師	鶴岡乳児院調理師
医師	福祉相談センター副所長(医療担当)

を

調理師	鶴岡乳児院調理師
-----	----------

に改め、同表知的障害者更生相談所の項中

庄内支所 相談判定 係長	庄内児童相談所相談判定係長
--------------------	---------------

を

庄内支所 相談判定 主査	庄内児童相談所相談判定主査
--------------------	---------------

に改め、同項の次に次の1項を加える。

産業創造支援センター	所長	工業技術センター所長
------------	----	------------

別表第2 高度技術研究開発センターの項中

主事	工業技術センター主事
----	------------

を

副主任	工業技術センター副主任
-----	-------------

に改める。

別表第3中 「併置機関等名」 を 「併置機関名」 に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 告 示

山形県告示第368号

行政組織の変更に伴う関係規程の整理等に関する規程を次のように定める。

平成18年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

行政組織の変更に伴う関係規程の整理等に関する規程

(山形県家畜人工授精講習会等規程の一部改正)

第1条 山形県家畜人工授精講習会等規程(昭和25年12月県告示第518号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「生産流通課畜産室長」を「エコ農業推進課畜産室長」に改める。

(山形県不動産鑑定業者登録簿閲覧所の場所の一部改正)

第2条 昭和58年4月県告示第544号(山形県不動産鑑定業者登録簿閲覧所の場所)の一部を次のように改正する。

「山形県総務部総合政策室政策企画課」を「山形県総務部改革推進室政策企画課」に改める。

(山形県廃棄物最終処分場埋立処分終了届出台帳等閲覧規程の一部改正)

第3条 山形県廃棄物最終処分場埋立処分終了届出台帳等閲覧規程(平成4年7月県告示第803号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「山形県文化環境部環境整備課」を「山形県文化環境部循環型社会推進課」に改める。

(口頭により開示請求を行うことができる個人情報の一部改正)

第4条 平成13年5月県告示第362号(口頭により開示請求を行うことができる個人情報)の一部を次のように改正する。

農業機械士技能認定検定	同	合格発表の日から1月間	農林水産部農業技術課
指導農業機械士技能認定検定	得点	同	同
改良普及員資格試験	科目別得点	同	同

を

農業機械士技能認定検定	同	合格発表の日から 1月間	農林水産部生産技術課	に、
指導農業機械士技能認定検定	得 点	同	同	

「農林水産部生産流通課」を「農林水産部エコ農業推進課」に改める。

附 則  
この規程は、公布の日から施行する。

		正		誤	
発行年月日	県公報番 号	ページ	行	誤	正
平成17. 4. 1	号外(16)	4	24	ト及びチを削り、リをへとし、又をトとし、ルをチとし、ヲをリとし、ワを又とし	トをへとし、チを削り、リをし、又をトとし、ルをリとし、ヲを又とし、ワをルとし
同	同	同	25	同項第5号リ	同項第5号又

平成18年4月1日印刷  
平成18年4月1日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056